

第65回鳥栖市民文化祭 とすフェスマーケット 出店要項

1. 目的 鳥栖市民文化祭と同時に食べ物等の販売を行うことにより、文化祭の魅力を高め、集客と来場者の満足度の向上を図ることを目的とする
2. 期 日 令和8年10月31日（土）・11月1日（日）
3. 会 場 鳥栖市民文化会館周辺
4. 主 催 鳥栖市
5. 主 管 鳥栖市民文化祭実行委員会
6. 後 援 鳥栖市教育委員会
7. 特別協力 鳥栖市文化連盟・鳥栖基山地区小中学校校長会・NPO 法人とす市民活動ネットワーク
鳥栖観光コンベンション協会・鳥栖市文化事業協会
8. 出店者 **特別協力の団体が仲介する者且つ飲食物を取扱う者**
9. 出店料 **売上の10%、但し、市内の障害者就労支援施設等及び高等学校については、清掃協力金（2,000円/日）**
10. 出店時間 10時～16時
※出店時間に変更になる場合があります。
※売り切れ等でも、出店時間内の搬出は危険ですので行わないでください。
11. 出店申込 所定の申込書で所定の申込書で7月1日（水）から8月7日（金）までに、鳥栖市民文化会館へ FAX（0942-85-3647）でお申込みください。
12. その他
 - 搬入・搬出について
搬入時間（9時～10時）
搬出時間（16時15分～17時）
 - 雨天時について
雨天開催ですが、荒天の場合は中止いたします。
 - 出店ブースについて
鳥栖市民文化会館東側園路 幅 2.7m×奥行き 3.6m（テント半張程度）
 - 機材について
テント、その他必要な機材・発電機等は各自で準備してください。**事務局からの貸出は行いません。**
 - 金券（500円券）について
スタッフ及び協力団体等へ金券（500円券）を配布しています。出店終了後に鳥栖市民文化会館事務所で換金いたしますのでご提出ください。
 - 売上報告及び、出店料支払いについて
別紙様式にて売上報告書の提出及び、出店料（売上10%相当）または清掃協力金（2,000円/日）を鳥栖市民文化会館事務所へお支払いください。
 - 保険について
出店者の責任において必要な保険は加入してください。
 - 消防署の巡視について
出店当日、消防署による巡視が行われます。
 - 火気使用の場合の注意点について
消防法の改正に伴い、ガスコンロ・発電機・かまど・電気コンロ等の火気を使用する場合、消火器の設置が必要です。消防への許可申請はまとめて事務局が行います。消火器のレイアウト図を申込書と合わせて期限内にご提出ください。
 - 食品衛生に関する資格について
食品を取り扱う場合、食品営業許可等、出店にあたって必要な資格を有していることを証明する資料の写しを提出してください。